(c)　「ＦＯＢ」とは、次のいずれかのものをいう。

(i)　産品の売手に支払われた又は支払われるべき当該産品の本船渡しの価額（輸送の方法を問わない。）。ただし、当該価額には、当該産品の生産及び締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii)　支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関連する全ての費用であって、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産及び当該輸出締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

(A)　販売費、一般管理費、当該産品に合理的に割り当てることができる利益、運賃及び保険料を含む。

(B)　当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(d)　「ＭａｘＮＯＭ」とは、百分率で表示される非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）をいう。

(e)　「ＲＶＣ」とは、百分率で表示される産品の最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）をいう。

(f)　「ＶＮＭ」とは、産品の生産において使用された非原産材料の価額（輸入の時の当該非原産材料の課税価額）をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することができない場合には、いずれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。

2　ＭａｘＮＯＭ及びＲＶＣの算定については、それぞれ次の数式を適用する。

(a)　$\mathrm{MaxNOM}\ (\%) = \dfrac{\mathrm{VNM}}{\mathrm{EXW}} \times 100$

(b)　$\mathrm{RVC}\ (\%) = \dfrac{\mathrm{FOB} - \mathrm{VNM}}{\mathrm{FOB}} \times 100$

注釈五　附属書三―Ｂ第五部から第七部までに規定する工程の定義

品目別原産地規則の適用上、

(a)　「生物工学的工程」とは、次のものをいう。

(i)　微生物（細菌、ウイルス（ファージを含む。）等）又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養（細胞培養を含む。）、交配又は遺伝子の改変

(ii)　細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製（例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド）又は発酵

(b)　「粒径の変更」とは、産品の粒径の意図的なかつ制御された改変（破砕又は圧縮のみによるものを除く。）であって、当該変更の結果として生ずる産品の用途に関係する特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する産品を生ずるものをいう。

(c)　「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。

(i)　水その他の溶媒への溶解

(ii)　溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(iii)　結晶水の追加又は除去

(d)　「蒸留」とは、次のものをいう。

(i)　常圧蒸留（蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であって、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの。）。石油の蒸留により生産される産品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。

(ii)　減圧蒸留（常圧よりも低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。））。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣油を生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）の蒸留に使用される。

(e)　「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離をいう。

(f)　「混合及び調合」とは、専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。）であって、その結果として、産品の用途に関係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する産品の生産が行われるものをいう。

(g)　「標準物質の生産」（標準溶液の生産を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産をいう。

(h)　「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程をいう。

注釈六　附属書三―Ｂ第十一部において使用する用語の定義

品目別原産地規則の適用上、

(a)　「人造繊維の短繊維」とは、第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の合成繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維のトウ、短繊維又はくずをいう。

(b)　「天然繊維」とは、合成繊維並びに再生繊維及び半合成繊維以外の繊維をいう。天然繊維（そのくずを含む。）の使用は、紡績を行う前の段階に限るものとし、別段の定めがある場合を除くほか、カード、コームその他の加工をした繊維であって紡績をしていないものを含む。

(c)　「天然繊維」には、第〇五・一一項の馬毛、第五〇・〇二項及び第五〇・〇三項の絹、第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の羊毛の繊維及び繊獣毛又は粗獣毛、第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の綿の繊維並びに第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項のその他の植物性繊維を含む。

(d)　「なせん」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。

(e)　「なせん（独立の作業）」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を少なくとも二の準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャリング（剪毛）、毛焼き、エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタイジング（煮じゅう）等）と組み合わせて用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。ただし、生産において使用された全ての非原産材料の価額が産品のＥＸＷの五十パーセント又はＦＯＢの四十五パーセントを超えないことを条件とする。

注釈七　二以上の基本的な紡織用繊維を含む産品について適用される許容限度

1　この注釈の適用上、基本的な紡織用繊維とは、次のものをいう。

(a)　絹

(b)　羊毛

(c)　粗獣毛

(d)　繊獣毛

(e)　馬毛

(f)　綿

(g)　製紙用原料及び紙